

多賀城市消費生活 版

第13号

通信販売のトラブル注意報！

通信販売は、店舗に出向くことなく商品の注文ができます、とても便利に買い物ができますが、実物の商品を手にとって試すことが出来ないでトラブルが起きやすくなっています。購入、利用前に条件をしっかり確認し、トラブル予防に努めましょう。

どんなトラブルがあるの？

テレビショッピング編

＊テレビショッピングで有名タレントや愛用者の体験談を聞いて注文した。その後、商品が届いて使ったところ思っていた効果が得られなかった。

ネットショッピング編

＊お金を振り込んだのに商品が届かない。
＊届いた商品がサイトでの説明と全く異なっていた。

＊ブランド品を注文したら模倣品が届いた。

通信販売全般

＊テレビまたはネットで見たものと、届いた商品の見栄えが違い価格ほどの価値がないように思った。

＊お試し価格と宣伝された商品を1回だけのつもりで注文したら、定期購入が条件で解約を受け付けてもらえない。または、解約できても初回分を通常価格で請求された。

＊返品を申し出たが断られた。



トラブルにあわないためのアドバイス

＊返品条件などの重要な事項の表示時間が短く分かりにくいことがあります。印象だけにとらわれず、条件や使い方をよく確認してから注文しましょう。

ネットショッピング編

＊注文する事業者の所在地、連絡先、支払方法がき

暖房器具の使い方には十分にご注意ください

ストーブやこたつなどの暖房器具は、使用方法を間違えると火災や火傷などの原因となる場合があります。取扱説明書をよく読み、正しい使い方を守りましょう。

また、流通している製品の中には、欠陥が見つ

かってメーカーがリコールしているものがあります。新聞広告、テレビCMのほか、消費者庁のホームページ「リコール情報サイト」でリコール製品の公表をしていますので、ご確認ください。

ちゃんと明記されているか確認しましょう。事前に事業者の口コミ評価を確認するのも有益です。

通信販売全般

＊通信販売では事業者が返品の可否や返品期限に関する特約を設けている場合はそれに従うことになり、クーリング・オフ制度が適用されません。注文時には購入条件や返品の条件などを十分に確認し、納得したうえで購入しましょう。



市木・さざんか

多賀城市消費生活相談窓口（市民相談室） 市役所2階
電話：022-368-1141 内線237・238

- 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）
午前8時30分～午後5時
- 専門の相談員がおります。
お気軽にご相談ください。
秘密は厳守いたします。

土曜日、日曜日のご相談は、
宮城県消費生活センターを
ご利用ください。
受付時間：午前9時～午後4時
電話：022-261-5161

身に覚えのない請求
が来たり、消費生活
で困ったら、ご相談
ください。



市花・あやめ